

広島県告示第五百五十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第六項並びに第九条第八項の規定によって、次の広島県告示で指定した区域の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

令和七年五月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

告示番号		令和元年広島県告示第四百二号			
所在地		広島県広島市安佐北区狩留家町、同市安佐北区小河原町 及び 同市安佐北区上深川町地内			
土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域			
区域の名称	土砂災害の発生の原因となる自然現象の種類	区域の名称	土砂災害の発生の原因となる自然現象の種類		
上西一〇二二（一二二）	急傾斜地の崩壊	上西一〇二二（一二二）	急傾斜地の崩壊		
佛堂二九六（四三二四）	急傾斜地の崩壊	佛堂二九六（四三二四）	急傾斜地の崩壊		
上西九三七（五九四〇）	急傾斜地の崩壊	上西九三七（五九四〇）	急傾斜地の崩壊		
湯坂四九〇七（六〇〇一）	急傾斜地の崩壊	湯坂四九〇七（六〇〇一）	急傾斜地の崩壊		
友光沖側六二一（七六一四）	急傾斜地の崩壊	友光沖側六二一（七六一四）	急傾斜地の崩壊		
小河原町麻下A（二三二）	急傾斜地の崩壊	小河原町麻下A（二三二）	急傾斜地の崩壊		